

平成30年度
一般財団法人神戸市学校給食会
事業概要

教育委員会

目 次

	頁
I 給食会設立の趣旨	1
II 給食会の概要	1
1 名称	1
2 所在地	1
3 設立年月日	1
4 基本財産	1
III 給食会の機構	2
1 機構	2
2 職員数	2
3 評議員・役員	3
IV 定款	4
V 平成30年度事業計画	14
1 事業計画	14
2 事業別収支予算書	16
3 予定正味財産増減計算書	17
4 予定貸借対照表	18
5 事業別予定収入明細書	19
6 事業別予定支出明細書	19

I 給食会設立の趣旨

当会は、平成30年5月10日、学校給食の食材調達事業の実施体制の強化及び学校給食の食育事業の支援強化を図るため、学校給食に特化した外郭団体として設立されました。

平成30年9月に「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」より事業の移管を受け、神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与します。

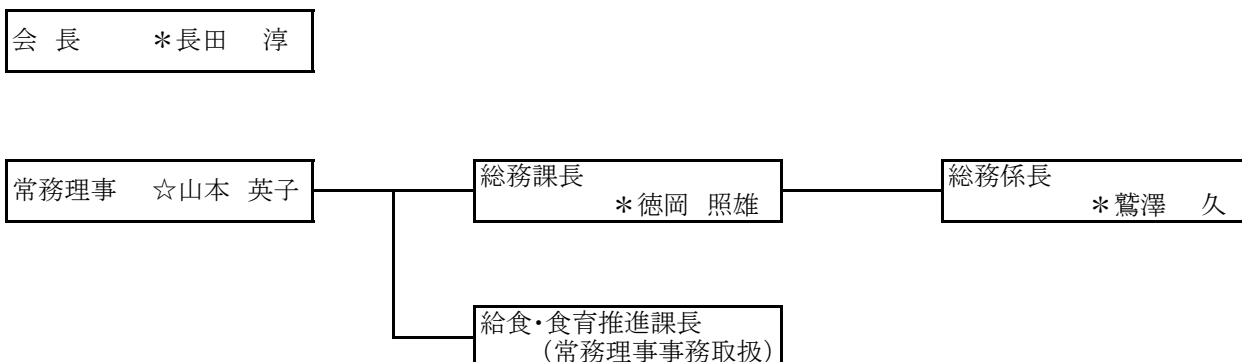
II 給食会の概要

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1 名 称 | 一般財団法人神戸市学校給食会 |
| 2 所 在 地 | 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号（神戸商工貿易センタービル10階） |
| 3 設立年月日 | 平成30年5月10日 |
| 4 基本財産 | 3,000千円（出捐：神戸市100%） |

Ⅲ 給食会の機構

(平成30年7月1日現在)

1 機構



*印は本市現職職員及び本市派遣職員

☆印は本市退職職員

2 職員数(役員を除く)

所 属	課 長	係 長	係 員	合 計
総 務 課	1(1)	1(1)	0	2(2)
給食・食育推進課	0 ※1	0	0	0 ※2
合 計	1(1)	1(1)	0	2(2)

・()内は市派遣職員数内書

※1 給食・食育推進課長は常務理事事務取扱のため、職員数には含みません。

※2 学校給食にかかる食材調達等の事業は、平成30年9月から「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」より事業移管を受けて実施する予定のため、当事業にかかる職員の配置は9月からとなります。

(参考)平成30年9月以降の予定職員数(臨時職員及びパートタイム職員を除く)

【総務課】 課長1名, 係長1名

【給食・食育推進課】 課長(常務理事事務取扱)1名, 係長3名, 係員2名

3 評議員・役員

(1) 評議員

(五十音順)

	氏 名	役 職 等
1	金 井 美 智 子	弁護士
2	駿 河 明 子	元神戸女子大学教授 NPO法人食ネット理事長
3	西 村 順 二	甲南大学経営学部教授
4	帆 足 広 明	神戸市PTA協議会会長
5	森 本 純 夫	元神戸市教育委員長

(2) 役員(理事・監事)

(役職, 五十音順)

	役職	氏 名	団 体 役 職
1	会長◎	長 田 淳	神戸市教育長
2	常務理事	山 本 英 子	
3	理事	岡 村 仁 美	神戸市小学校長会給食運営委員会委員長
4	理事	熊 谷 保 徳	神戸市保健福祉局健康部長
5	理事	清 水 三 千 代	神戸市中学校長会給食運営委員会委員長
6	理事	高 田 純	神戸市経済観光局商業流通担当部長
7	理事	山 下 弘 文	神戸市教育委員会事務局健康教育担当部長
8	監事	和 氣 大 輔	和氣公認会計士事務所 公認会計士

IV 一般財団法人 神戸市学校給食会定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業
- (2)学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業
- (3)食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して、設立者は、別表に掲げる設立者拠出財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第6条 前条の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。なお、基本財産である現金は理事会の議決を経て定期預金等とするなど確実な方法により、会長（第 21 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が保管する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア)国の機関

(イ)地方公共団体

(ウ)独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ)国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ)地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第 5 章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額
- (3)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)財産目録の承認
- (6)定款の変更
- (7)残余財産の処分
- (8)基本財産の処分又は除外の承認
- (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1)監事の解任
- (2)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3)定款の変更
- (4)基本財産の処分又は除外の承認

(5)その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上 10名以内

(2)監事 2名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を常務理事とする。
- 3 第 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、

又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

3 会長が欠けたとき又は、事故があるときは、出席した理事及び監事の全員が、第 1 項の議事録に記名押印又は署名する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長 が別に定める。

附 則

1 この法人の設立者は次に掲げる者とする。

設立者 神戸市

2 この定款は、法人成立の日から施行する。

3 この法人の設立時会長及び設立時常務理事は、次に掲げる者とする。

設立時会長 住所 兵庫県神戸市須磨区神の谷二丁目 18 番 8 号
名前 長田 淳

設立時常務理事 住所 兵庫県神戸市北区有馬町 399 番地
名前 山本 英子

4 この法人の設立時評議員は次に掲げる者とする。

住所 兵庫県神戸市灘区大月台 1 番地の 69

名前 金井 美智子

住所 兵庫県明石市小久保一丁目 1 番地の 4 ハイム西明石 603 号

名前 駿河 明子

住所 兵庫県西宮市浜松原町 2 番 17-115 号

名前 西村 順二

住所 兵庫県神戸市兵庫区荒田町三丁目 80 番 22-702 号

名前 帆足 広明

住所 兵庫県神戸市北区惣山町四丁目 13 番 22 号

名前 森本 純夫

5 この法人の設立時役員は次に掲げる者とする。

理事 住所 兵庫県神戸市須磨区神の谷二丁目 18 番 8 号
名前 長田 淳

住所 兵庫県神戸市北区有馬町 399 番地

名前 山本 英子

住所 兵庫県神戸市須磨区多井畑南町 16 番地の 33

名前 岡村 仁美

住所 兵庫県神戸市東灘区岡本二丁目 3 番 9 号

名前 熊谷 保徳

住所 兵庫県神戸市垂水区西舞子七丁目 16 番 2-210 号

名前 清水 三千代
住所 兵庫県神戸市西区美賀多台七丁目 19 番 9 号
名前 高田 純
住所 兵庫県神戸市西区池上二丁目 31 番 21 号
名前 山下 弘文
監事 住所 兵庫県神戸市須磨区潮見台町三丁目 8 番 8 号
名前 和氣 大輔

- 6 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(別表)

設立者拠出財産目録

基本財産

拠出財産の種別	価格
現金	3,000,000 円

以上、一般財団法人神戸市学校給食会設立のため、発起人の定款作成代理人である長井司法書士法人（社員 長井一昌）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 30 年 5 月 10 日

設立者 神戸市
神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中央区磯辺通一丁目 1 番 18-1101 号
上記設立者の定款作成代理人 長井司法書士法人（社員 長井一昌）

V 平成30年度 事業計画

(平成30年5月10日～平成31年3月31日)

1 事業計画

神戸市では、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び中学校（以下総称して「学校」という。）の給食用食材調達等の事業については、従来、公益財団法人神戸市スポーツ教育協会（以下「スポーツ教育協会」という。）が実施してきたところであるが、平成30年9月から、スポーツ教育協会より事業移管を受け、「一般財団法人 神戸市学校給食会」（以下「給食会」という。）において下記事業を実施する。

- ・安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業
- ・学校給食における食育の推進，地産地消の推進に関する事業
- ・食材，地産地消及び食育についての情報発信に関する事業

なお，給食用食材調達等事業は年間を通じ，切れ目なく実施するため，事業計画は1年間の計画を記載する。

(1) 学校給食推進事業

安全で良質な学校給食用の食材の供給及び食品検査を実施する。

ア 学校給食用の食材の供給

① 小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校

- ・学校数 169校
- ・対象人員 83,000人
- ・献立回数 189回（年間予定回数）
- ・配送先 小学校，義務教育学校（前期課程），特別支援学校，
学校給食共同調理場（2施設）

② 中学校・義務教育学校（後期課程）

- ・学校数 82校
- ・対象人員 37,800人
- ・献立回数 193回（年間予定回数）
- ・配送先 中学校，義務教育学校（後期課程），教育委員会委託の民間調理施設

イ 安全性の確保

① 食品検査

- ・食品検査 定例検査及び残留農薬一斉分析検査等
- ・放射性物質対策 産地情報の提供及び放射性物質検査

② 工場調査・衛生講習会

- ・食品工場等調査 衛生管理の専門機関とともに立入調査
- ・衛生講習会 納入業者の衛生意識等の向上を図る

(2) 食育・地産地消推進事業

ア 地産地消の推進

- ・「こうべ給食畑推進事業」等との連携により積極的に市内産野菜の利用を図る。
- ・農業生産者や企業，関係機関との連携のもと，市内産野菜を活用した加工品の提供を行う。

イ 学校の食育を支援

学校，地域や関係機関をつなぎ，児童が食への感謝や労働の大切さを学ぶ機会として農業収穫体験「ル＊ル＊ル プログラム」を北区や西区で実施するほか，食材納入業者の食育プログラムの学校への提供等により，公民連携して学校の食育を支援する。

(3) 情報発信

ア ホームページを活用した情報の発信

給食会独自のホームページを立ち上げ，学校給食用食材について購入価格の状況，微生物・放射性物質等の検査の結果，食材の産地等とともに食育・地産地消事業について情報発信を行う。

イ 様々な広報媒体による情報の発信の検討

学校や保護者，児童生徒が必要とする食材に関する情報について，ホームページ以外の広報媒体による情報発信のための方策をあわせて検討する。

2 事業別収支予算書

平成30年5月10日から平成31年3月31日まで(単位:千円)

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
給食・食育推進事業会計	2,825,306	給食・食育推進事業会計	2,825,306
学校給食推進事業	2,823,306	学校給食推進事業	2,823,306
食育・地産地消推進事業	1,000	食育・地産地消推進事業	1,000
情報発信	1,000	情報発信	1,000
法人会計	10,147	法人会計	10,147
収益合計	2,835,453	費用合計	2,835,453
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	0
※ 神戸市からの収入		法人税・住民税及び事業税 (B)	0
・ 負担金 40,332千円		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	0

3 予定正味財産増減計算書

平成30年5月10日から平成31年3月31日まで(単位:千円)

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	0	
事業収益	2,795,121	
受取負担金	40,332	
経常収益 計		2,835,453
(2) 経常費用		
事業費	2,825,306	
管理費	10,147	
経常費用 計		2,835,453
当期経常増減額		0
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0
II 指定正味財産増減の部		
受取負担金		3,000
一般正味財産への振替額		△ 1,000
当期指定正味財産増減額		2,000
指定正味財産期首残高		3,000
指定正味財産期末残高		5,000
当期正味財産増減額		2,000
正味財産期首残高		3,000
III 正味財産期末残高		5,000

4 予定貸借対照表

平成31年3月31日現在(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	165,958	預り金	165,958
流動資産合計	165,958	流動負債合計	165,958
		負債合計	165,958
2. 固定資産		III 正味財産の部	
(1)基本財産		1. 指定正味財産	
預金	3,000	出捐金	3,000
基本財産合計	3,000	(うち基本財産への充当額)	(3,000)
(2)特定資産		受取負担金	2,000
ソフトウェア	2,000	(うち特定資産への充当額)	(2,000)
特定資産合計	2,000	指定正味財産合計額	5,000
固定資産合計	5,000	正味財産合計	5,000
資産合計	170,958	負債及び正味財産合計	170,958

5 事業別予定収入明細書

平成30年5月10日から平成31年3月31日まで（単位：千円）

科 目	合 計	内 訳	
		事業収入	負担金・ 補助金収入
給食・食育推進事業会計	2,825,306	2,795,121	30,185
学校給食推進事業	2,823,306	2,795,121	28,185
食育・地産地消推進事業	1,000	0	1,000
情報発信	1,000	0	1,000
法人会計	10,147	0	10,147
当期収入合計	2,835,453	2,795,121	40,332

6 事業別予定支出明細書

平成30年5月10日から平成31年3月31日まで（単位：千円）

科 目	合 計	内 訳		
		人件費	物件費	減価償却費
給食・食育推進事業会計	2,825,306	29,114	2,796,192	0
学校給食推進事業	2,823,306	29,114	2,794,192	0
食育・地産地消推進事業	1,000	0	1,000	0
情報発信	1,000	0	1,000	0
法人会計	10,147	2,964	6,183	1,000
当期支出合計	2,835,453	32,078	2,802,375	1,000